

保税制度の概要について



平成 30 年 4 月

名古屋税関 監視部 保税総括許可部門

内 容

1. 関税局・税関の取組み
2. 近年における保税制度の改正(貨物管理関連)
3. 自主管理制度(記帳義務、非違事例)
4. 社内管理規定(内部監査)
5. 保税業務検査の着眼点
6. 保税地域に対する処分
7. 特定保税承認制度

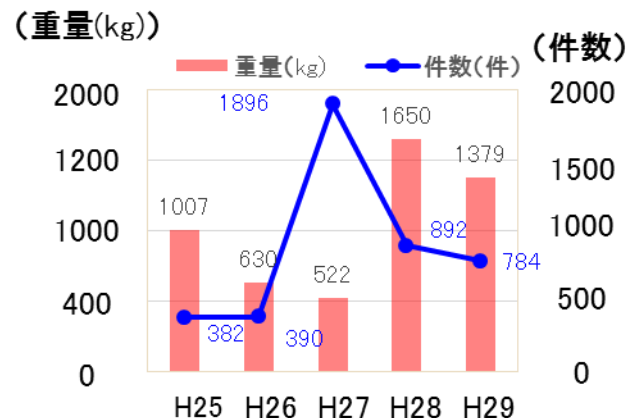
1. 関税局・税関の取組み

① 国民の安全・安心の確保

【平成29年(2017年)の不正薬物摘発状況】

- 不正薬物全体の摘発件数は784件(前年比12%減)、押収量は約1,379kg(前年比16%減)といずれも減少したが、深刻な状況が継続

不正薬物摘発状況



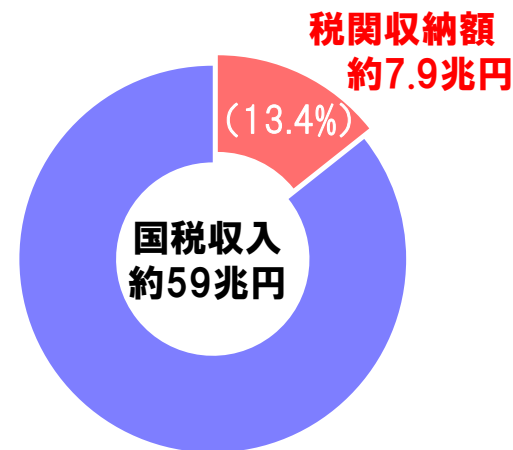
② 税の適正かつ公平な徴収

- 全国税関の収納額は約7.9兆円、国税収入の約13%

【国税収入額】（平成28年度）

③ 貿易円滑化の推進

- AEO制度の更なる拡大
- 輸出入申告官署の自由化
- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進
- 経済連携協定(EPA)の発効



1. 関税局・税関の取組み 「ストップ金密輸」緊急対策

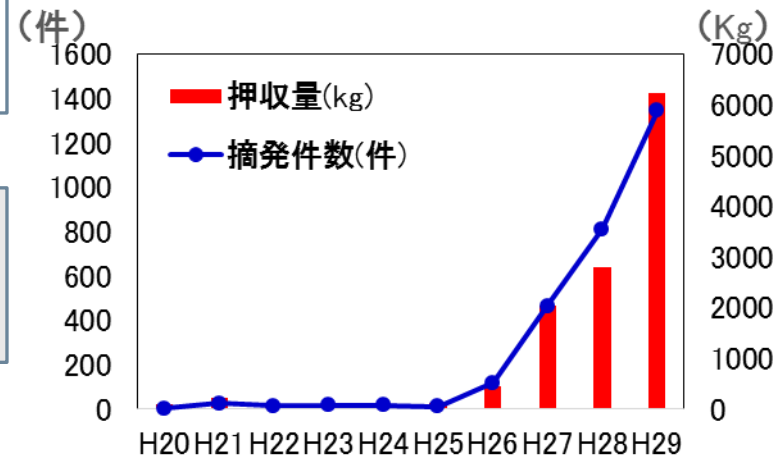
消費税の脱税目的の金地金密輸入の摘発が急増。

【H28】 811件、約2.8トン

→【H29】1,347件、約6.2トン《脱税額約25億円》

金地金の密輸入を税関が摘発しているのは氷山の一角であり、相当程度の利益が犯罪組織などに流れているおそれ。

金地金等の密輸入事犯



「ストップ金密輸」緊急対策（平成29年11月7日）

- 検査の強化
旅客、商業貨物、国際郵便物、航空機内の検査強化
監視艇の活用による洋上取引対策 など
- 処罰の強化
厳正な通告処分の実施
罰則の強化 など
- 情報収集・分析の充実
関係者や広く国民の皆様からの情報収集（密輸ダイヤルの活用） など

2. 近年における保税制度の改正（貨物管理関連）

昭和29年～	税関による直接管理 (貨物の搬出入につき税関への届出及び税関職員の立会)
昭和47年～	一部自主管理制度の導入 (取締上支障がないと指定した保税地域は搬出入記帳により届出不要)
平成 4 年～	社内管理規定(CP = Compliance-Program)の整備 総合保税地域制度の創設
平成 6 年～	保税上屋と保税倉庫の機能を一本化して保税蔵置場制度を創設
平成 9 年～	保税地域における貨物管理に関する手続きの簡素化 (全ての保税地域に記帳義務を課し、貨物の搬出入に係る届出を廃止)
平成17年～	保税地域等に対する処分規定の強化 (指定保税地域の処分規定の新設及び保税蔵置場等の処分規定強化)
平成19年～	特定保税承認制度導入 (コンプライアンスと貨物のセキュリティ管理に優れた倉主に優遇措置)
平成21年～	保税蔵置場等の許可要件の強化(暴力団の排除)
平成24年～	保税地域等に対する処分基準の見直し及び関係規定の整備

3. 自主管理制度

自主管理制度への移行

○昭和29年

◆ 税関による直接管理

（貨物の搬出入につき税関への届出及び税関職員の立会）

○昭和47年

◆ 一部自主管理制度の導入

（取締上支障がない保税地域は搬出入事績の記帳により届出不要）

○平成9年

◆ 保税地域における貨物管理に関する手続きの簡素化

（全ての保税地域に**記帳義務**を課し、貨物の搬出入に係る届出を廃止）

（輸入許可済貨物の管理対象からの除外）

3. 自主管理制度（記帳義務）

記帳義務（関税法第34条の2）に係る具体的な記帳内容
（関税法施行令第29条の2第1項）



蔵置期間中に事実の発生・行為等が行われた場合

- ・第2号 取扱い（仕分・内容点検等、簡単な加工等）
- ・第3号 蔵入承認等
- ・第4号 輸入許可
- ・第5号 輸入許可前引取
- ・第6号 見本の一時持ち出し

3. 自主管理制度（記帳義務／第1号 搬入の場合）

- 外国貨物（輸出しようとする貨物を含む）を搬入した場合
 - ① 貨物の記号、番号、品名、数量
 - ② 搬入年月日
 - ③ 船舶、航空機の名称又は登録記号、
入港年月日（当該保税地域等に初めて入れられるとき）
 - ④ 保税運送承認書の番号（保税運送貨物を搬入したとき）

誤りやすいポイント

- ・船舶、航空機の名称、入港年月日や保税運送承認番号の記入漏れ
- ・過不足をクリーン（過不足なし）で記帳
- ・貨物を取り違えて記帳 等



3. 自主管理制度（記帳義務／第2号 貨物の取扱いの場合）

- 内容点検、改装、仕分けその他の手入れ及び見本の展示、簡単な加工等（関税法第40条第1項、第2項）

- ① 貨物の記号、番号、品名、数量
- ② 行為の種類及び内容
- ③ 行為をした年月日
- ④ 変更の内容
（記号・番号・数量の変更があったとき）

誤りやすいポイント

- ・取扱いの事実について記帳漏れ
- ・仕分後の数量を間違えて記帳



3. 自主管理制度（記帳義務／第3号 蔵入れ承認の場合）

- 置くことの承認又は指定を受けた場合（関税法第43条の3）

- ① 承認又は指定の年月日
- ② 承認書又は指定書の番号

誤りやすいポイント

- ・承認番号の記帳漏れ又は誤り
- ・承認年月日の記帳漏れ又は誤り



3. 自主管理制度（記帳義務／第4号 輸入許可の場合）

● 輸入の許可を受けた場合（関税法第67条）

- ① 貨物の記号、番号、品名、数量
- ② 許可の年月日
- ③ 許可書の番号

誤りやすいポイント

- ・許可番号の記帳漏れ又は誤り
- ・許可年月日を申告年月日で記帳
- ・輸入許可取消し貨物に係る台帳の未作成（NACCSの場合）



3. 自主管理制度（記帳義務／第5号 輸入許可前引き取り承認の場合）

● 輸入の許可前における貨物の引取り承認を受けた場合 （関税法第73条第1項）

- ① 貨物の記号、番号、品名、数量
- ② 承認の年月日
- ③ 承認書の番号

誤りやすいポイント

・承認書の番号の記帳漏れ



3. 自主管理制度（記帳義務／第6号 見本の一時持出しの場合）

- 見本の一時的持出の許可を受けて外国貨物を見本として一時持出した場合（関税法第32条）

- ① 貨物の記号、番号、品名、数量
- ② 許可に係る期間及び持出先
- ③ 一時持出の年月日

誤りやすいポイント

- ・持ち出し期間外に持ち出してしまった
- ・一時持出年月日の記帳漏れ



3. 自主管理制度（記帳義務／第7号 搬出の場合）

● 保税地域から外国貨物を搬出した場合 （前号[見本の一時持出]の場合を除く）

- ① 貨物の記号、番号、品名、数量
- ② 貨物を搬出した年月日
- ③ 許可・承認書の番号、許可・承認年月日
- ④ 積載予定船(機)名又は登録記号、出港年月日

誤りやすいポイント

- ・搬出年月日、許可・承認日年月日の記帳漏れ
- ・積載予定船舶、航空機名、出港年月日の記帳漏れ
- ・滅却の承認を得ることなく搬出



3. 自主管理制度（最近の非違事例／記帳義務）

● 記帳義務（関税法第34条の2）

- 保税地域（保税工場及び保税展示場を除く。）において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物について、帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

【非違事例】

	貨物取扱(仕分け)を行ったが、記帳を怠った
記帳義務違反	保税台帳未作成(セット方式書類の紛失)
	保税台帳未作成(NACCS管理資料取得忘れ)
記帳義務違反 (誤搬出)	保税運送未承認貨物を承認貨物と誤認した誤搬出による誤記帳
	輸出許可済貨物と許可未済貨物を取り違えて搬出したことによる誤記帳
	誤搬出による輸出しようとする貨物の搬入数量の誤記帳
	バンニング時の積み残しによる輸出許可済貨物の搬出数量の誤記帳

3. 自主管理制度（貨物管理のポイント）

ポイント1⇒関係書類と貨物の対査確認の徹底！

搬入・搬出は、倉主等の自己の責任において行うので
担当者は、確実にこの作業を行う必要がある。

ポイント2⇒不審貨物を発見したら直ちに税関へ通報！

不審貨物、不審な動きをする荷主等、皆さんの経験において
通常ではないと思われるときは、直ちにその内容を税関へ
連絡願います。

ポイント3⇒記帳は確実に！

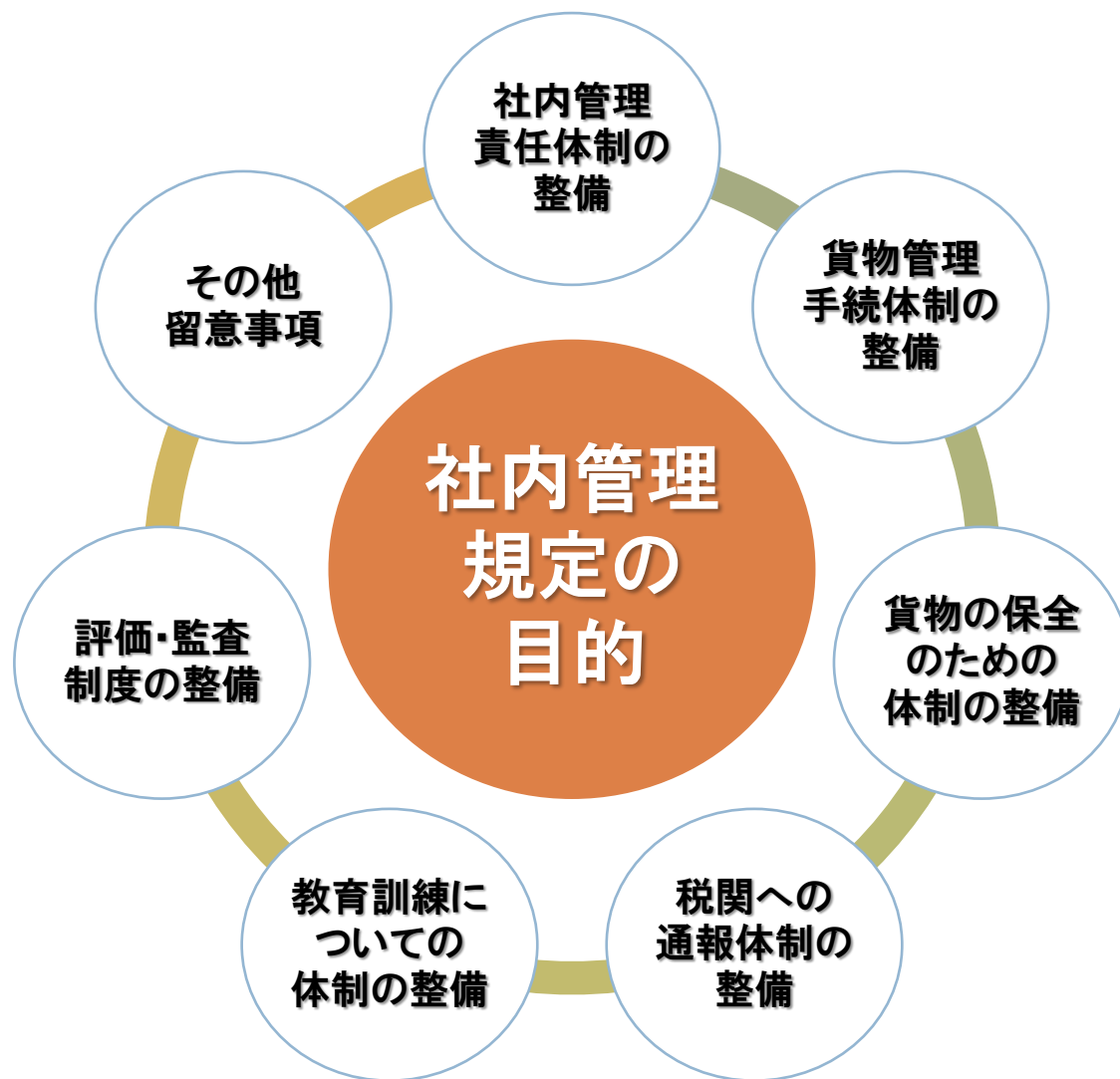
記帳は、速やかに、確実に行う。

ポイント4⇒関係書類の保存は確実に！

税関の検査に必要な種類は、紛失しないように保管する。
CSV形式で保管するときは、必ずバックアップデータ
(コピー)を確保する。

4. 社内管理規定(内部監査)

貨物管理に関する社内管理規定の遵守



社内管理規定(CP) (コンプライアンス・プログラム) 【関税法基本通達34の2-9】

社内管理規定の目的

保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

4. 社内管理規定(内部監査)

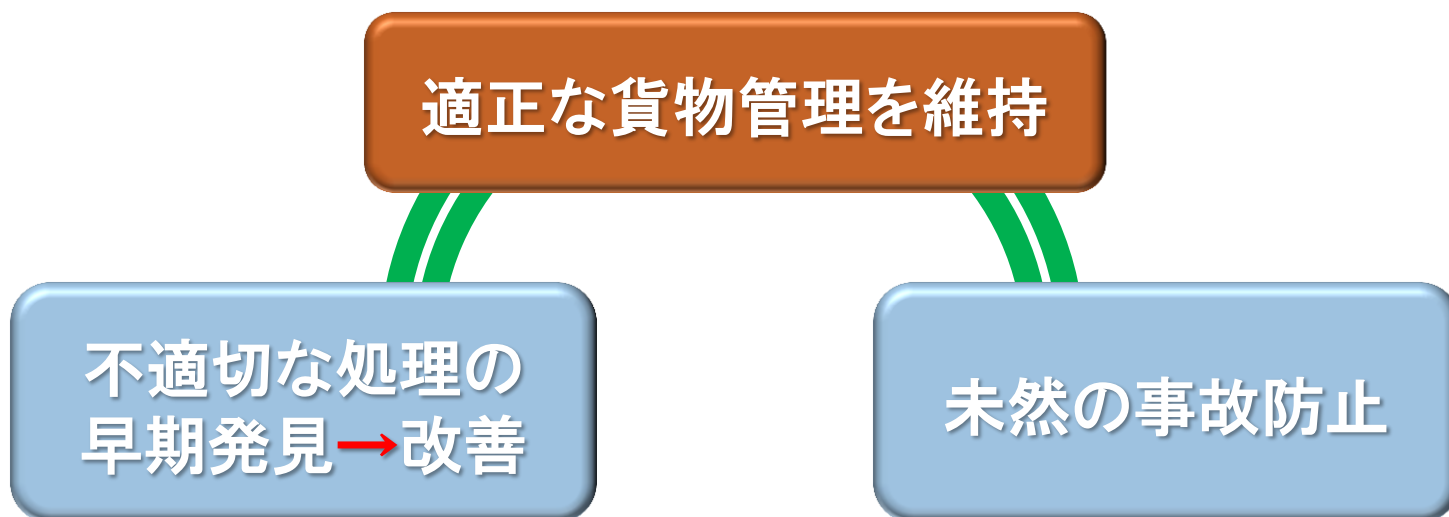
内部監査の目的

◎関税法基本通達34の2-9(社内管理規定の整備)

(7)評価・監査制度の整備

社内管理規定の諸手続きが厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。

なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。



4. 社内管理規定(内部監査)

蔵置場許可に付された条件

- 関税法施行令第35条第3項～関税法第42条第1項の規定により、蔵置場の許可をするに際しては、条件を付することができる。

⇒ 関税法基本通達第42-11(許可の際に付する条件)

(1) 蔵置貨物の種類の変更 ⇒ 事前の税関長への届出

(2) 主要な従業者の変更 ⇒ 遅滞なく税関長への届出

(3) 保税台帳の保存期間 ⇒ 記載すべき事項が生じた日から起算して
2年を経過する日までの間(保税業務検査を受けた日までの間)

(4) 法第43条第3号から第7号に該当 ⇒ 直ちに届出

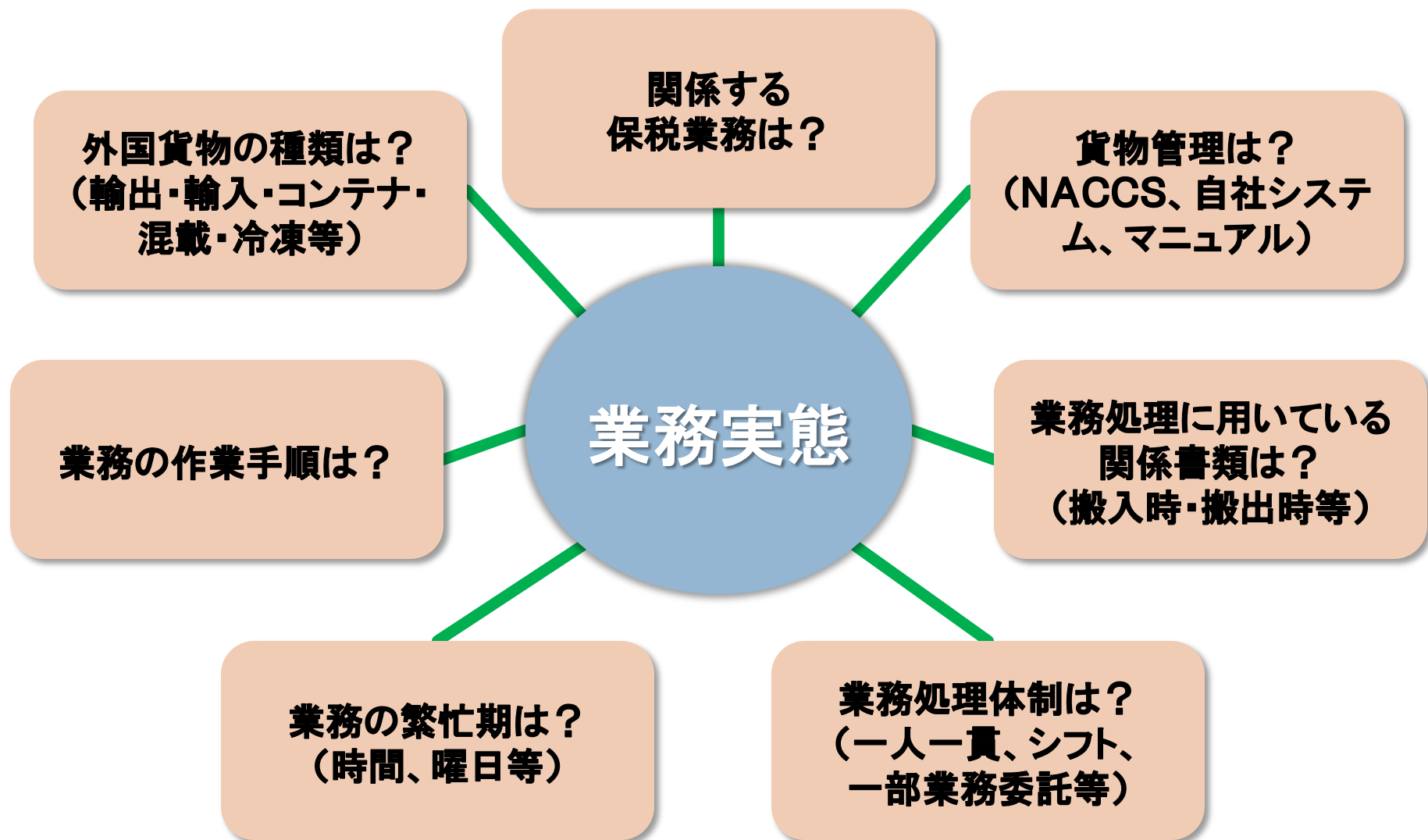
(5) 法第43条の3第1項の蔵入承認を受けた貨物のみを置く施設
⇒ 搬入前に蔵入承認を受けること。

(6) 内部監査人による評価・監査を原則、毎年実施し、その結果を
税関に提出すること。

(7) 外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を講じること。

4. 社内管理規定(内部監査)

自社の業務実態の把握



4. 社内管理規定(内部監査)

保税台帳と関係書類の確認

台帳と関係書類の整合性

- ★ O L T 到着日と搬入日の相違
- ★ 見本持出許可書の持出し期間と実際の搬出日が相違
- ★ 改装仕分けによる数量変更の記載漏れ
- ★ 搬出入印の漏れ
- ★ 休暇中の担当者印で処理 等

作業手順書との整合性

- ★ 作業手順書に記載されている書類によって処理しているか
- ★ 作業手順書どおり押印等の処理が行われているか 等

4. 社内管理規定(内部監査)

担当者へのヒヤリング

- ・担当者が「はい」、「いいえ」で回答できる質問形式は好ましくない。
- ・一般的な回答では、十分なヒアリングとはならない。

Q. 外国貨物の搬入の際に関係書類と対査確認していますか？

⇒ A. はい、必ず対査確認を行っています。



Q. 外国貨物の搬入の際にどのような作業を行っていますか？

⇒ A. 到着した外国貨物がO L T 写し及び入庫予定票に記載されている内容と一致しているか確認して、その結果を入庫予定票に記入したものを記帳担当者へ渡しています。

4. 社内管理規定(内部監査)

担当者へのヒヤリング

担当者へのヒアリングによって業務処理の適正さや業務の習熟度を確認する。

Q. 外国貨物の搬入の際にどのような作業を行っていますか？

⇒ A. 到着した外国貨物がO L T写し及び入庫予定票に記載されている内容と一致しているか確認して、その結果を入庫予定票に記入したものを記帳担当者へ渡しています

Q. 具体的に何を対査確認していますか？

⇒ A. 貨物の品名、数量、記号、番号を確認しています。

Q. その確認方法は？

⇒ A. 数量は、到着貨物を数え、それ以外は全てO L Tと入庫予定票に記載されているので、貨物の外装マークで確認しています。

4. 社内管理規定(内部監査)

内部監査の留意点

指摘事項についての適切な改善

- ◆ 内部監査結果で毎回同じ指摘事項
- ◆ 前回の指摘事項は改善したが、関係する違う箇所で誤りが発生
⇒ ・指摘事項があった場合の改善に向けた社内体制を整備
 - ・十分な原因究明や改善策の検討
 - ・指摘事項以外の業務も見直し
 - ・改善策実施後の検証

内部監査結果報告書の作成(良くない報告書の例)

- ◆ 内部監査判定項目に「○」、「×」が付されているのみで、何に基づいての判定か不明
- ◆ 処理実績のない業務に関係する内部監査項目に判定
- ◆ 監査実施項目が少ない
- ◆ 総評や指摘事項の記載内容が曖昧

4. 社内管理規定(内部監査)

最近の非違の主な原因

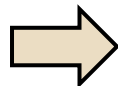
◆業務の輻輳、通関業者等からの催促

- ・作業手順の一部を省略し処理
- ・業務処理中に他の業務に着手

◆業務処理方法の形骸化

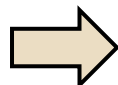
- ・対査確認において確認項目を省略
- ・形式的な二重チェック

日頃の防止策



- ・繁忙期の処理状況をチェック
- ・繁忙期の業務処理体制や手順を工夫
- ・始業ミーティング等で繰り返し注意喚起
- ・作業現場に処理手順ポイントを掲示
- ・社内研修を工夫

内部監査



- ・業務の繁忙期に処理された書類を重点的にチェック
- ・担当者等へのヒアリングを工夫
- ・現場での処理状況を確認

5. 保税業務検査の着眼点

- ◆ 社内管理責任体制の状況確認
- ◆ 貨物管理手続等の確認
 - 搬入・搬出の管理状況
 - 蔵置管理状況
 - 貨物取扱等の状況
 - 記帳・記録等の保管状況
 - その他（顧客管理等）
- ◆ 貨物保全のための体制の確認
- ◆ 税関への通報体制の確認
- ◆ 教育訓練についての状況確認
 - 実施状況
 - 実施対象者（役員・従業員及び委託先役員・従業員）
- ◆ 評価・監査制度の実態及び実施状況確認
 - 実施状況（毎年1回以上）
 - 結果報告（税関への報告）
 - 結果についての改善策等の確認
- ◆ その他留意事項の確認
 - 懲戒規定の確認
 - その他必要事項

6. 保税蔵置場に対する処分（関税法第48条）

【関税法第48条第1項】

（第1号）

許可を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき。

（第2号）

許可を受けた者について第四十三条第二号から第十号まで（許可の要件）のいずれかに該当することとなったとき。



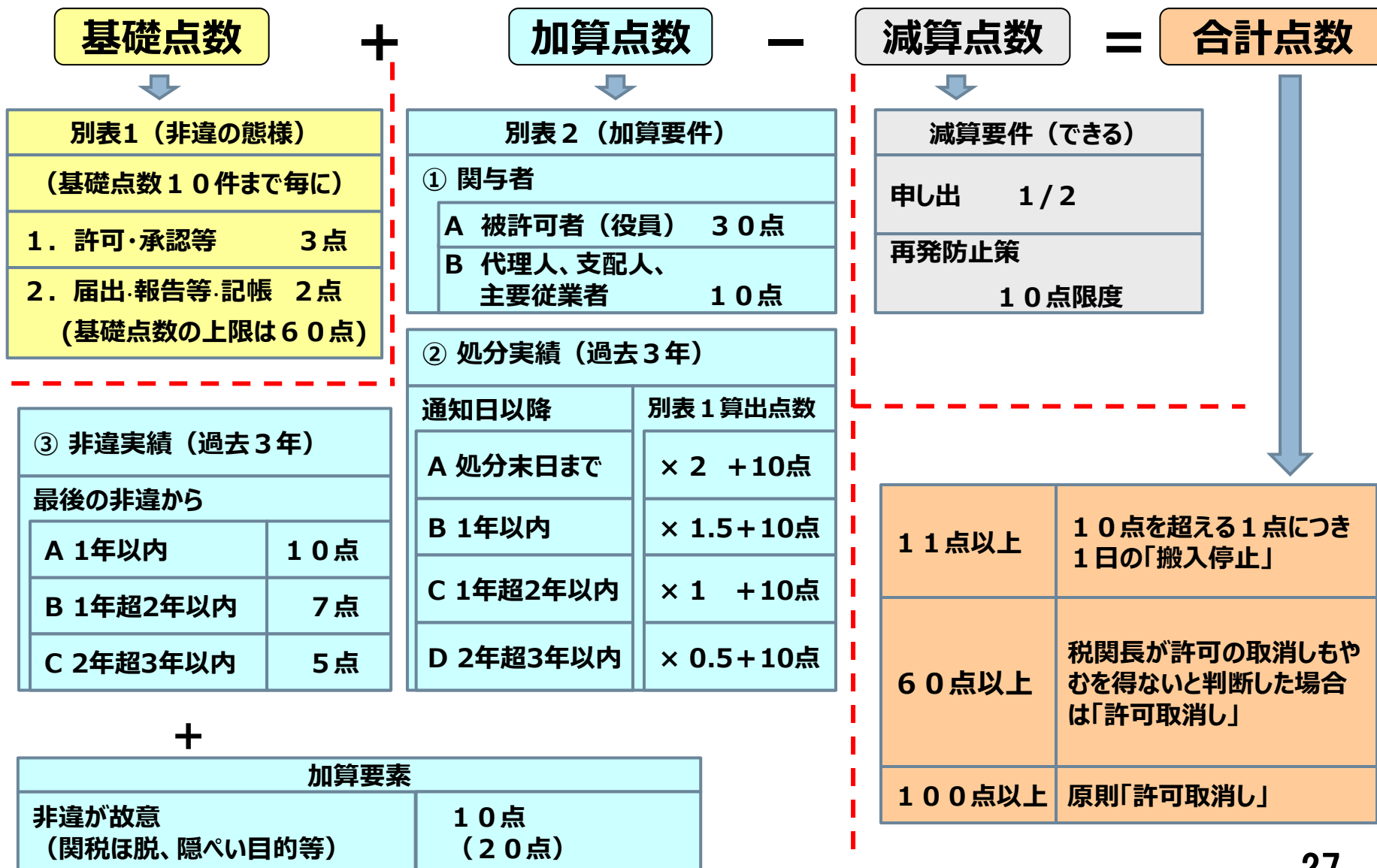
- 期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、
- 又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。



《具体的基準》
関税法基本通達48-1
（保税蔵置場に対する処分の基準等）

6. 保税蔵置場に対する処分（関税法第48条第1項第1号に基づく処分）

（保税蔵置場の業務について関税法に違反した場合）



6. 保税蔵置場に対する処分（関税法第48条第1項第1号に基づく処分）

<具体例>

保税運送貨物200件分の搬入を未記帳

基礎
点数

基礎点数=40点

別表1の2. → 2点(10件以下) +
 $((200\text{件}-10\text{件})\div 10)\times 2\text{点} = 40\text{点}$

保税検査等

申し出

加算
点数

加算点数なし

加算点数なし

減算
点数

減算点数なし

$40 - 40/2 = 20$

減算
点数

$40 - 10 = 30$

$20 - 10 = 10$

処分
結果

30点
→ 20日間の
搬入停止処分

10点
→ 処分なし

(9ヶ月後)

保税運送貨物1件分の搬入を未記帳

基礎点数=2点

別表1の2. → 2点

保税検査等又は申し出

別表2、③、A → **+10**

減算点数なし

減算点数なし

12点
→ 2日間の
搬入停止処分

6. 保税蔵置場に対する処分（関税法第48条第1項第2号に基づく処分）

（法第43条第2号、第6号（第2号に該当する者に係るものに限る）に該当した場合）

違反点数

+

加算点数

-

減算点数

=

合計点数



別表3	違反点数	
関税法の罰条	被許可者	役員等
108条の4 109条 109条の2 (1項～4項)	120点	70点
110条 111条 (1項～3項) 112条1項	110点	60点



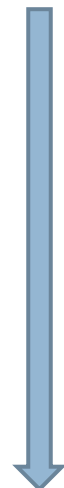
116条 117条	処罰の根拠となつた罰条の点数
--------------	----------------



別表2（加算要件）	
② 処分実績（過去3年）	
通知日以降	別表1算出点数
A 処分末日まで	× 2 + 10点
B 1年以内	× 1.5 + 10点
C 1年超2年以内	× 1 + 10点
D 2年超3年以内	× 0.5 + 10点



減算要件（できる）	
申し出	1 / 2
再発防止策	10点限度



11点以上	10点を超える1点につき1日の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しもやむを得ないと判断した場合は「許可取消し」
100点以上	原則「許可取消し」

6. 保税蔵置場に対する処分（関税法第48条第1項第2号に基づく処分）

具体的事例

関税法第43条第2号又は第6号に該当することとなった場合
（被許可者、役員、代理人、支配人等が関税法の規定に違反し通告処分を履行した。）

【非違事例】

- ① 保税蔵置場と通関業を運営するA社の通関担当者は、輸出申告に当たり偽った書類の提出により貨物を輸出したとして税関長から通告処分を受けたが、このことに伴いA社も両罰規定で通告処分を受け、同処分を履行した。
- ② 管内で複数の保税蔵置場を運営するA社社長は、自己観賞目的でインターネット取引を通じ、米国ハワイ州から国際航空郵便物を利用して「わいせつDVD」を不正に輸入したが発見され、税関長から通告処分を受け、同処分を履行した。



処分の対象は、被許可者が許可を受けている全ての保税蔵置場

事故(非違)が判明した場合の措置

管轄保税部門
へ一報



事故調査(経緯、原因)
該当貨物の事後処理



対策の決定・
実行



検証

※ 必要に応じて臨時の内部監査を実施

経過報告書は、次の事項について作成する。

①対象貨物の明細

品名、数量、記号、番号等必要事項

②経緯

事故（非違）の対象となる貨物の管理、処理状況の詳細（可能な限り時系列で）
（特に、事故を引き起こした部分は、その前後も含めて詳細に記述）

③原因（通常の処理手順についての説明も追記する場合もある）

例えば、「担当者が作業手順に定められている処理を怠ったため」では不十分
担当者の習熟度？業務の形骸化？等によって、効果的な対策も異なる。

④当面の対策

再発を防止するための緊急的な対策を記入

事故に対する最終的な対策は、原因に基づいて、社内で十分に検討した上で決定する。

7. 特定保税承認制度

保税蔵置場又は保税工場の許可を受けている者で、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス（法令遵守）の体制が整備された者として、あらかじめ税関長の承認を受けた者（特定保税承認者）は、税関長へ届け出ることにより保税蔵置場又は保税工場を設置することが可能となるほか、当該保税蔵置場等にかかる許可手数料も免除される制度 **＜関税法第50条、第61条の5＞**

特定保税承認制度の承認を受けるための要件

- ① 3年以上継続して保税蔵置場等の被許可者であること。
- ② 過去の一定期間内^(注)に関税法その他の法律の規定に違反して犯則処分等を受けていないこと。（注：関税関係法令は3年、その他の法令は2年）
- ③ 外国貨物の蔵置等に関する業務について法令遵守規則を定めていること。
（注：法令を遵守するための管理体制を確立し、業務を適正かつ確実に遂行することが必要）
- ④ 外国貨物の蔵置等に関する業務について
 - － 電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うこと。
 - － その他貨物の蔵置等に関する業務を適正かつ確実に遂行することができること。

7. 特定保税承認制度

届出を行うことができる場所の制限は、

届出を行うことができる場所の要件は以下のとおりである。

- ① NACCS を使用して行うことができること。
- ② 法令遵守規則に従い業務を適正かつ確実に遂行できること。
- ③ 保税蔵置場等の許可要件と同等の設備的要件を満たしていること。

この制度を利用することによるベネフィットは、

この制度を利用できる者として税関長の承認を受けた場合には、次の特例措置を受けることが可能となる。

- ① 要件を満たす場所を届出により保税蔵置場等として利用することができる。
また、既に保税蔵置場等の許可を受けている場所について、届出を行うことができる。
- ② ①の届出を行った場所については、
 - イ コンプライアンスを反映した税関検査が受けられる。
 - ロ 許可手数料が免除される。
 - ハ 一般の保税蔵置場等より許可期間が長くなる(6年→8年)。

7. 特定保税承認制度（管内の保税地域の状況）

年	指定 保税地域	保税蔵置場	保税工場	総合 保税地域	合 計
平成25年	15	731 (135)	46	1	793
平成26年	15	730 (149)	43	1	789
平成27年	15	724 (152)	39	1	779
平成28年	15	724 (157)	38	1	778
平成29年	15	727 (161)	36	1	779
平成30年	15	722 (160)	36	1	774

- ・ 許可件数等は各年1月1日現在
- ・ 保税蔵置場の括弧書きは届出蔵置場（内書き）

7. 特定保税承認制度（全国の保税地域の状況）

保税地域等の現況（平成29年1月1日現在）

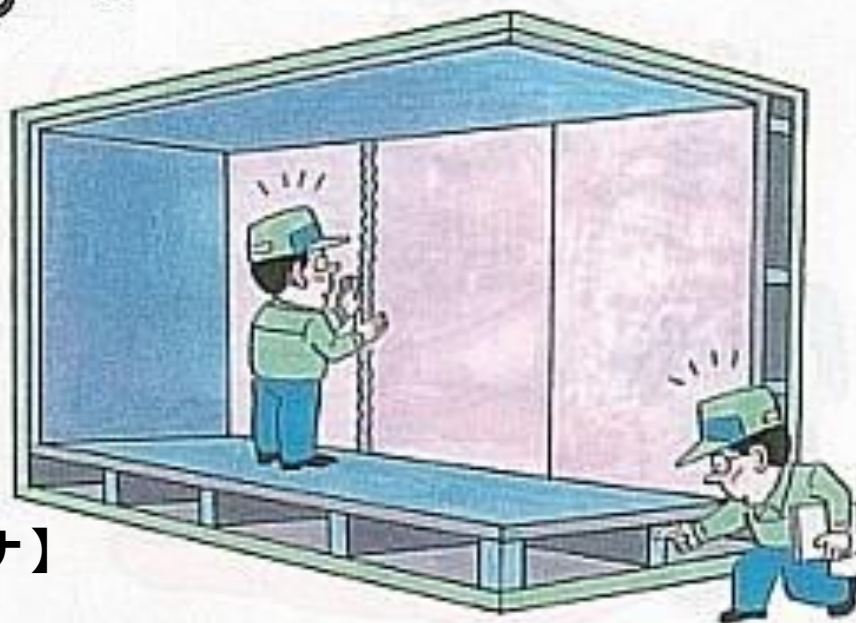
区分	保税蔵置場					保税工場					総合保税地域		合計	
税関	許可 件数	構成比	届出 件数	構成比	届出率	許可 件数	構成比	届出 件数	構成比	届出率	許可 件数	構成比	件数	構成比
東 京	452	10.8%	111	17.8%	19.7%	14	5.4%	2	66.7%	12.5%	0	0.0%	579	11.4%
横 浜	932	22.3%	88	14.1%	8.6%	55	21.3%	0	0.0%	0.0%	2	50.0%	1,077	21.2%
神 戸	717	17.1%	103	16.5%	12.6%	43	16.7%	1	33.3%	2.3%	1	25.0%	865	17.1%
大 阪	546	13.0%	64	10.3%	10.5%	49	19.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	659	13.0%
名古屋	566	13.5%	161	25.8%	22.1%	36	14.0%	0	0.0%	0.0%	1	25.0%	764	15.1%
門 司	426	10.2%	66	10.6%	13.4%	37	14.3%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	529	10.4%
長 崎	181	4.3%	20	3.2%	10.0%	14	5.4%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	215	4.2%
函 館	297	7.1%	10	1.6%	3.3%	8	3.1%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	315	6.2%
沖 縄	67	1.6%	1	0.2%	1.5%	2	0.8%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	70	1.4%
計	4,184		624		13.0%	258		3		1.1%	4		5,073	

情報提供のお願い！

【通関依頼が不自然】



【不自然な貨物】
同種の貨物で重量、
寸法が異なる貨物



【不自然なコンテナ】

どんな些細なことでも税関までご連絡をお願いいたします。

麻薬、けん銃等の密輸防止にご協力を

名古屋税関では、麻薬及びけん銃などの水際取締りを一層強化することとしております。

皆様の密輸防止に対するご協力をお願いします。

名古屋税関密輸ダイヤル（24時間受付）

フリーダイヤル 0120 - 461 - 961

許しません

シロイ(粉)

クロイ(武器)

